

日本司法書士会連合会

埼玉司法書士会

相続手続

☒ チェックブック

～想いをバトンタッチ～



日本司法書士会連合会公式キャラクター
「しほ～しし」®



埼玉司法書士会公式キャラクター
「法チュン」

令和7年5月版

はじめに

この『相続手続チェックブック』は、複雑な相続手続をスムーズに進めるために制作された便利な冊子です。主な相続手続の各プロセスをチェックリスト形式で網羅しており、必要なステップを漏れなく確認できます。

これにより、手続の進捗状況を一目で把握でき、経験が無い方でも効率的かつ確実に相続手続を進めることが可能です。複雑な手続は専門家に相談することも必要ですが、相続手続に取り組む「はじめの一步」としてぜひご活用ください。

近年、相続した不動産について、相続登記がされていないケースが数多く存在していることが東日本大震災からの復興に関連して報道され、所有者不明土地問題が社会的な関心を集めました。不動産の相続登記が放置されると、所有者がわからない土地や空き家が増加したり、老朽化による家屋の倒壊や、その地域に必要な公共事業の支障になるなど多くの社会問題を引き起こすこととなります。本冊子がその対策のお役に立つことができますと幸いです。

令和7年5月

亡くなってからの主な手続と期限の目安

身内者死亡

準確定申告まで4か月

▼7日以内

☐ 死亡届の提出

☐ 年金受給の停止(10日以内)

☐ 健康保険の資格喪失

▼14日以内

☐ 世帯主の変更

☐ 相続人の調査

☐ 相続財産の調査

▼3か月以内

☐ 相続放棄・限定承認を決定

▼4か月以内

☐ 所得税の準確定申告・納税

☐ 遺産分割協議の開始

(遺言書の有無を確認 P7参照)

☐ 遺産分割協議書の作成

☐ 相続財産等の名義変更

☐ 相続税の申告・納税

▼10か月以内

1. 亡くなった直後に役所等へ届出が必要な手続

チェック欄・日付		手続等の内容	窓口等	いつまでに
☐	月 日	死亡届の提出	市区町村役場	7日以内
☐	月 日	世帯主が死亡した場合の世帯主変更の届出		14日以内
☐	月 日	国民健康保険、介護保険及び年金の資格喪失の届出		14日以内
☐	月 日	厚生年金・共済年金の受給停止の届出	年金事務所又は街角の年金相談センター	10日以内
☐	月 日	国民年金の受給停止の届出		14日以内

2. 必要に応じて行う手続

チェック欄・日付		手続等の内容	窓口等
☐	月 日	医療費、入院費（施設費）等の精算	病院・施設等
☐	月 日	高額医療費の還付請求申請	市区町村役場等
☐	月 日	葬祭費の支給申請	市区町村役場
☐	月 日	電気、ガス、水道、電話の解約等	各供給事業者等
☐	月 日	クレジットカード、新聞等の解約等	クレジットカード会社、新聞販売店等
☐	月 日	健康保険（組合健保・協会けんぽ）や厚生年金保険の被保険者資格喪失の届出	事業主が日本年金機構へ届出
☐	月 日	未支給年金請求の届出	年金事務所又は街角の年金相談センター



チェックリスト

3. 相続に関連する手続

チェック欄・ 日付		手続等の内容	窓口等	いつまでに
☐	月 日	戸籍の収集・相続人の確定	市区町村役場の住民課等	遺産分割協議までに
☐	月 日	法定相続情報一覧図の取得	司法書士に相談	必要に応じて
☐	月 日	遺言書の検索	公証役場、法務局、貸金庫、自宅その他	遺産分割協議までに
☐	月 日	自筆証書遺言の検認	家庭裁判所	遅滞なく
☐	月 日	遺産の調査	法務局、金融機関等	遺産分割協議までに
☐	月 日	遺産分割協議	司法書士に相談	相続税の申告までに
☐	月 日	遺産の名義変更	金融機関等又は司法書士に相談	相続税の申告までに
☐	月 日	相続登記	司法書士に相談	3年以内
☐	月 日	空き家問題・所有者不明土地問題等	司法書士に相談	必要に応じて
☐	月 日	準確定申告・納税	税務署・税理士	4か月以内
☐	月 日	相続税の申告・納税	税務署・税理士	10か月以内
☐	月 日	保険関係の請求等	保険会社	保険契約内容による

P.5

P.6

P.7-8

P.7-8

P.9

P.11-12

P.10

P.13-14

P.15-18

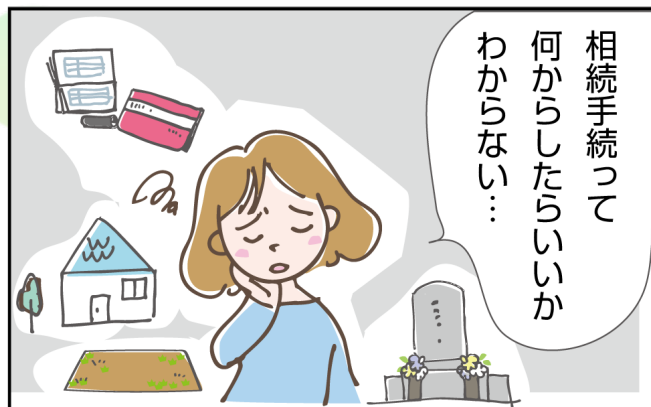
P.19-20

P.19-20

P.21

1

戸籍の収集・相続人の確定



Step.1

＼チェック／

まずは戸籍等の収集が必要です

☐ 月 日

相続手続を始めるには、亡くなった方（被相続人）について、出生から死亡までの全ての戸籍等を、相続人については現在の戸籍等をそれぞれ取得し、法定相続人を確定する必要があります。

<戸籍の広域交付制度>

必要な戸籍の本籍地が全国各地にあっても、最寄りの市区町村の窓口でまとめて請求できるようになりました。（被相続人の配偶者・直系親族のみ）

Step.2

＼チェック／

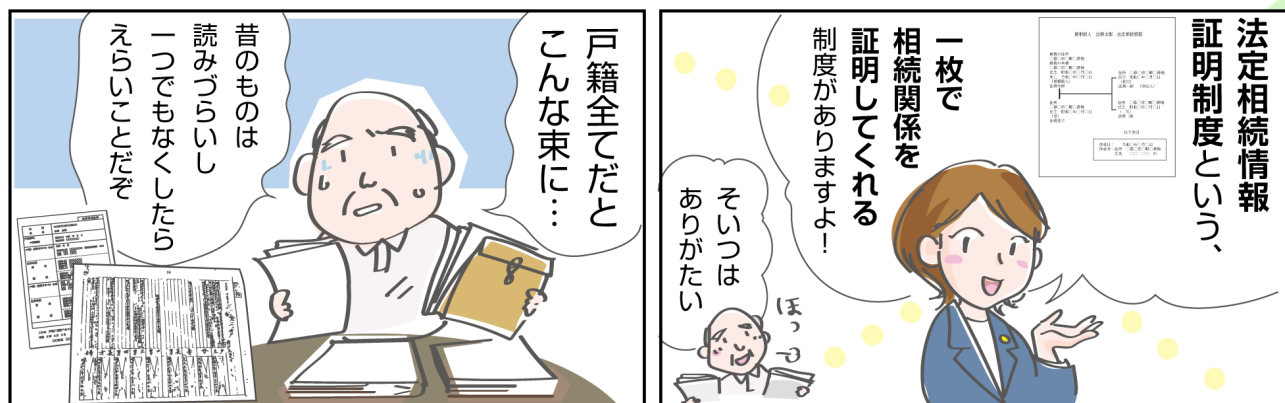
相続人を確定します

☐ 月 日

相続順位	法定相続人と法定相続分			
第1順位 子がいる場合		配偶者 $\frac{1}{2}$		子※人数で分割 $\frac{1}{2}$
第2順位 子がなく 親がいる場合		配偶者 $\frac{2}{3}$		親※人数で分割 $\frac{1}{3}$
第3順位 子ども、親も いない場合		配偶者 $\frac{3}{4}$		兄弟姉妹 ※人数で分割 $\frac{1}{4}$

2

法定相続情報一覧図の写しの取得



<法定相続情報証明制度とは>

亡くなった人(被相続人)の法定相続人の一覧についての証明書(法定相続情報一覧図の写し)を法務局が発行する制度で、法務局に法定相続人の一覧図と戸籍謄本等の必要書類を提出し交付の申出をすることで取得できます。

法定相続情報一覧図(記入例)→

被相続人 法務太郎 法定相続情報

最後の住所 ○県○市○町○番地	住所 ○県○市○町○番地
最後の本籍 ○県○市○町○番地	住所 ○県○市○町○番地
出生 昭和○年○月○日	出生 昭和○年○月○日
死亡 令和○年○月○日	出生 昭和○年○月○日
〔被相続人〕 法務太郎	〔長男〕 法務一郎 (申出人)
住所 ○県○市○町○番地	住所 ○県○市○町○番地
出生 昭和○年○月○日	出生 昭和○年○月○日
〔次男〕 法務次郎	〔二男〕 法務二郎
以下余白	
作成日: 令和○年○月○日	
作成者: 住所 ○県○市○町○番地	
氏名 ○○ ○○ 印	

＼法定相続情報証明制度は以下のような手続に便利です!!／

- ☐ 預貯金・有価証券等の金融機関における解約等の手続
- ☐ 法務局での不動産の相続手続
- ☐ 公的年金の手続
- ☐ 保険会社への請求手続等
- ☐ 相続税の申告手続
- ☐ 自動車の名義変更手続

それをもっと早く教えてほしかった!!というお話 その①

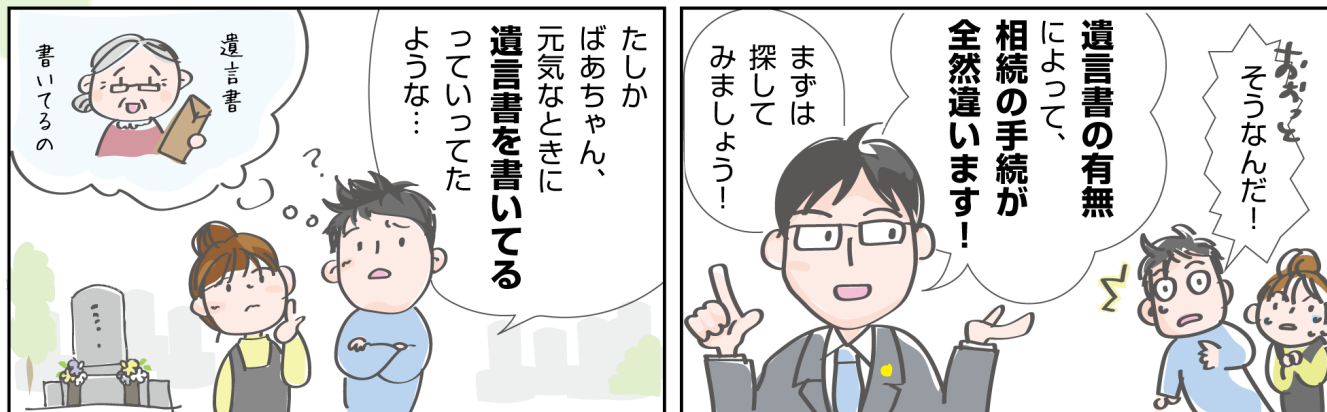
集めた戸籍の束を金融機関や年金事務所に持参したら、確認のため長時間待たされたり、郵送で手続をするために、同じ戸籍を複数取得したり、お金も手間もかかってとても大変です。

そんなときは法務局で無料で何通でも取得できる「法定相続情報証明制度」を使えば、預貯金や不動産などの相続手続の際にスムーズに対応してもらえてとても便利かつ経済的です。

法定相続情報一覧図の写しの取得については、司法書士にご相談ください。



遺言書があるか確認しましょう！



\チェック／

遺言書の検索について

☐

月

日

亡くなった方が遺言書を作成していた場合、遺言書の内容にしたがって相続財産等を承継する手続きを行います。
遺言書の種類と検索方法について説明します。

チェック	遺言書の種類	検索方法等
☐	公正証書遺言	原本は公証役場に保管され、相続人であれば、全国どこの公証役場でも検索ができます。
☐	自筆証書遺言	本人や家族、友人等が保管します。貸金庫等に保管されていたり、エンディングノートに保管場所の記載がある場合もあります。
☐	法務局による自筆証書遺言保管制度	遺言書は原本と画像データが法務局に保管され、相続人から全国どこの遺言書保管所（法務局）でも保管の確認ができます。



この表のうち「自筆証書遺言」については、家庭裁判所において「検認」が必要になるから注意してね。

遺言書があれば未然に解決できる問題も...

遺言者が指定することにより、「誰にどの財産を相続させる(遺贈する)」かを、事前に決めておくことが可能となり、以下のようなケースにも対応できる可能性があります。



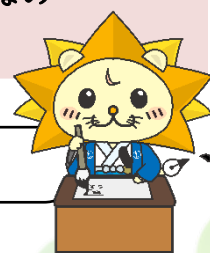
＼遺言書作成により問題解決できる可能性があるケース／

- ☐ 子どもがおらず、配偶者に財産を全て相続させたい。
- ☐ 前婚の子どもと疎遠であるなど相続人同士の話し合いがまとまらない可能性がある。
- ☐ 特定の相続人や友人などに財産を引継がせたい。
- ☐ 相続人の中に連絡が取れない人がいる。
- ☐ 相続人の中に認知症等により判断能力が失われている人がいる。
- ☐ 事業を特定の後継者に承継させたい。

それをもっと早く教えて欲しかった!!というお話しその②

先日亡くなられたAさんには仲の良い奥さまがおられましたが、お子さまはいませんでした。奥さまは、自宅や預貯金の相続手続の相談をした司法書士の説明にがく然とします。「子どもがいないご夫婦の場合、亡くなられた方の親や兄弟姉妹にも法定相続分の権利があり、全員で遺産分割協議をして、実印や印鑑証明書をもらう必要があります。全ての財産を配偶者に相続させるという内容の遺言書があれば、お話は別なのですが...」

遺言書の作成については、司法書士にご相談ください。



4

遺産の調査



＼チェック／

遺産の調査について

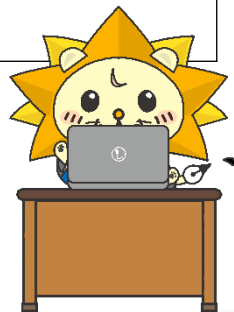
☐

月

日

チェック	遺産の種類	調査方法
☐	預貯金	残高証明書、取引履歴の取得 貸金庫契約の有無の確認
☐	上場株式、国債、 投資信託など	残高証明書、顧客勘定元帳（取引履 歴）等の取得
☐	不動産	課税明細書、名寄帳、登記事項証明書 等の取得
☐	保険	保険証券の確認、保険会社への問い合 わせ（→P.21もあわせてチェック!）
☐	借金	信用情報機関（JICC、CIC、全銀協） などへの照会

最近はインターネットの銀行や証券会社を利用する人が増え、
遺産の調査が難しくなっているよ。
詳しくは司法書士に相談してみてね。



これまでも不動産の名義変更手続である相続登記については、司法書士に依頼する方が大勢いらっしゃいましたが、不動産以外の遺産の名義変更手続も司法書士等の専門家に依頼する方が増えている印象です。

＼こんな場合は司法書士への依頼の検討を／

- ☐ 亡くなった方と離れて暮らしており、手続を行うことが難しい。
- ☐ 相続人が高齢で手続を行うことができない。
- ☐ 相続人同士が疎遠で主導をする人がいない。
- ☐ 専門的な知識に不安がある。
- ☐ 仕事が忙しく、対応する時間がない。
- ☐ 専門家の関与のもとで公明正大に手続したい。

気軽に相談ください



遺産の調査、名義変更の手続を円滑に進めるためにも活用したいのが「**エンディングノート**」です。

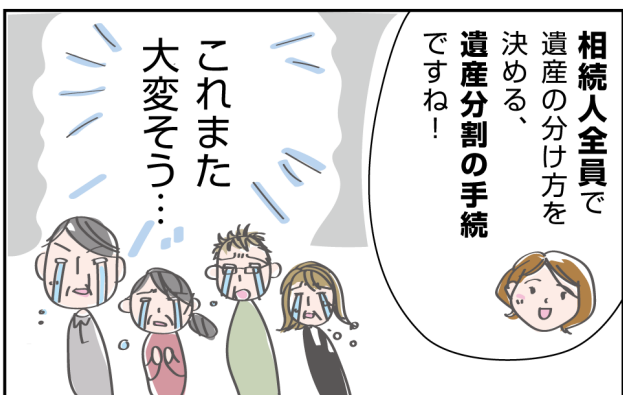


エンディングノートにどのような遺産があるのかを明確にしておくことで、残された相続人としてもスムーズに手続を進めることができます。

遺産の名義変更等については、司法書士にご相談ください。

6

遺産分割協議



＼チェック／

遺産分割協議について

☐

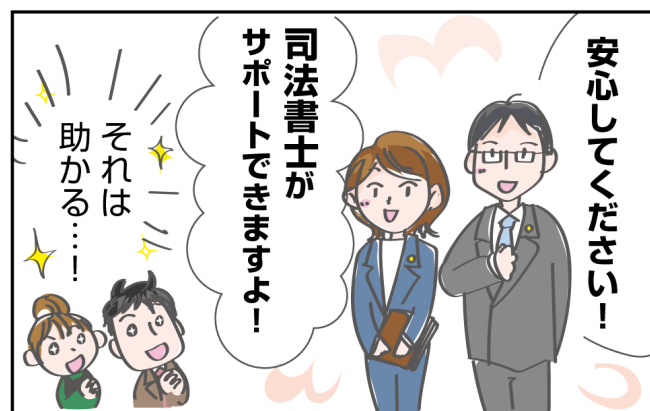
月

日

チェック	遺産分割協議で行うこと
☐	どれだけの遺産があるのかについての確定
☐	特別受益や寄与分の考慮
☐	各相続人が具体的に取得する財産の確定
☐	遺産の分け方についての決定
☐	遺産分割協議書の作成
☐	遺産分割協議書への署名・押印



遺産分割協議には相続人全員が参加する必要があるよ。
専門的な知識が必要になる手続なんだ。



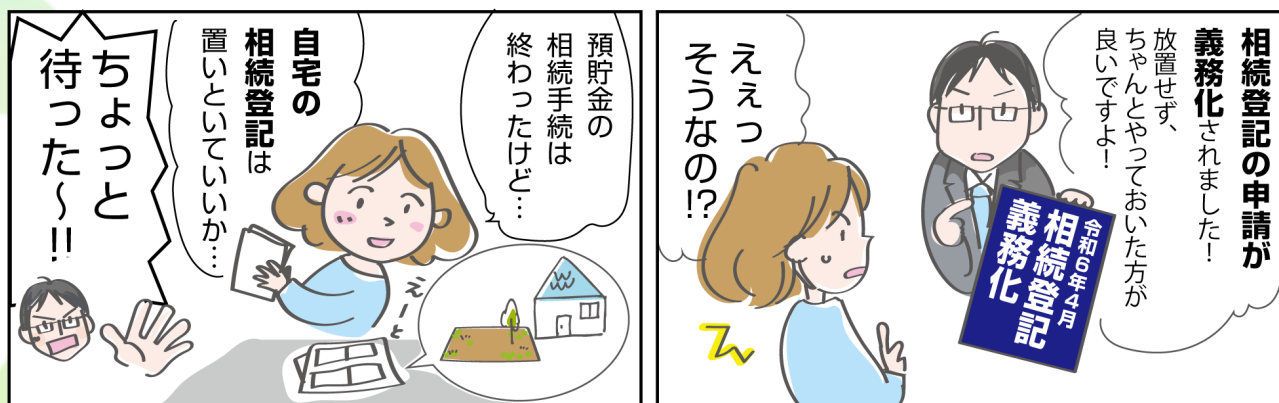
チェック	司法書士がサポートするメリット
☐	遺産分割協議に必要な助言が受けられる。
☐	正確な遺産分割協議書の作成ができる。
☐	将来を見通した適切な承継について相談ができる。
☐	争いがある場合には弁護士、税金についての助言が必要な場合は税理士というように適切な専門家の紹介が受けられる。
☐	遺産分割調停の申立書の作成を依頼できる。

遺産分割協議では、将来を見通して遺産の承継を考えることが大切です。例えば、安易に遺産を共有状態としてしまうと管理や処分について将来的に相続人間で意見が合わずトラブルになることもあります。

遺産分割協議がまとまらない可能性がある場合は、遺言書を書いておくといいよ。

遺産分割協議については、司法書士にご相談ください。



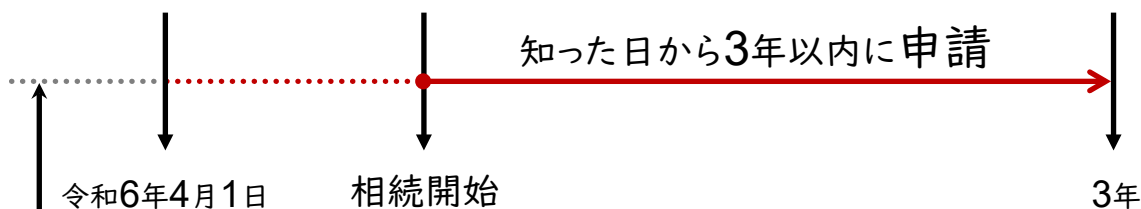


相続登記の申請が義務化されました（令和6年4月1日開始）

相続により不動産を取得した相続人は、そのことを知った日から3年以内に相続登記を申請する必要があります。

相続登記の申請義務に違反した場合、10万円以下の過料に処せられる可能性があります。

○義務化のイメージ図



□ご注意

令和6年4月1日より前に発生している相続についても義務化の対象であり、**令和9年3月31日までに相続登記を申請する必要があります。**



令和8年4月1日から、住所等を変更した場合の登記も義務化されます。詳しくはこちら（法務省HP）⇒



相続登記は司法書士！

※相続登記の相談に応じられるのは法令により司法書士、弁護士に限られます。

相続登記を行うことで、大切な不動産の権利を守ることにつながります。

相続登記にはさまざまな書面等が必要ですが、専門家である司法書士に依頼することで、円滑かつ安全に登記を行うことができます。

チェック	相続登記に必要となる主な書面等
☐	登記申請書
☐	被相続人の出生から死亡までの戸籍
☐	被相続人の住民票の除票
☐	相続人の戸籍
☐	相続人の住民票
☐	遺産分割協議書（相続人の印鑑証明書が必要） または遺言書
☐	収入印紙（登録免許税納付のため）

不動産に未登記の物件がある場合には、
土地家屋調査士との連携が必要になるよ。
司法書士は必要に応じて他の専門家とも連携して
相続登記を行うよ。

法務省のホームページにも関連する情報が載っているよ。

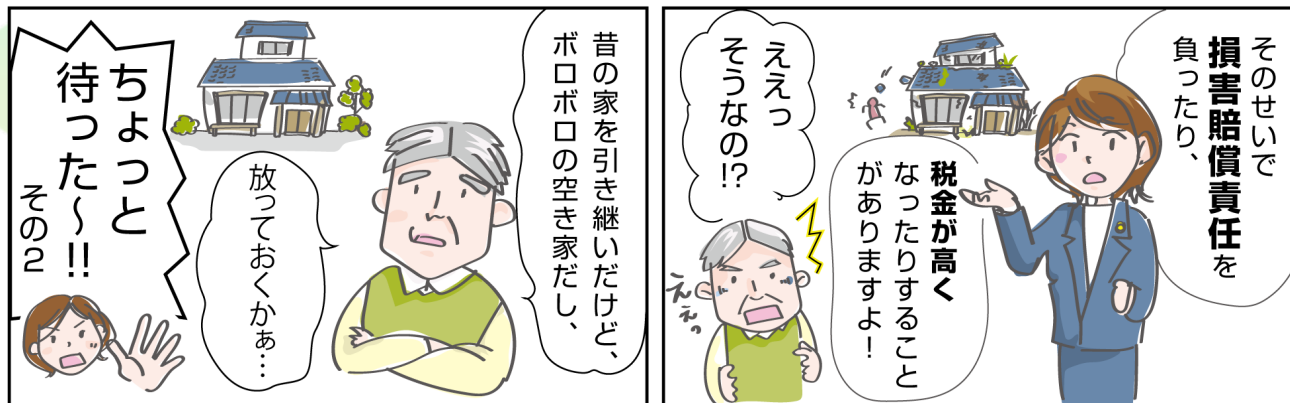


相続登記の申請義務化
特設サイト



相続登記の登録免許税の
免税措置について





ご存じでしょうか？

- ・我が国では、空き家の増加が大きな社会問題となっています。
- ・管理せずに放置してしまうと、状態が悪化して資産価値が下がるほか、近隣の方の暮らしにも悪影響が及んでしまいます。
(損害賠償や行政処分の対象になる場合もあります。)
- ・空き家の取得の多くは相続によるものであり、令和6年4月1日より、相続登記(相続による所有権の移転の登記)の申請が義務化されています。

～住まいの将来～ チェックリスト

① 住まいなどを売る	☐ 土地・建物を売る
	☐ 建物を解体して土地を売る
② 住まいなどを貸す	☐ 建物だけ貸す
	☐ 建物を解体して土地を貸す
③ 住まいを所有し続ける	☐ 右ページでリスクチェック!

「空き家にしないように対策を立てる」、
「空き家になってしまった場合は適切な対応をする」ことが大切です。
以下の資料も参考に、その対策を考えてみましょう。

住まいのエンディングノート

国土交通省／日本司法書士会連合会／全国空き家対策推進協議会



空き家問題については、司法書士にご相談ください。

空き家チェックリスト

以下のような場合は注意や対策が必要です！

☐	居住者が高齢で施設等に入ったり亡くなったりすると、 住む人がいなくなる。
☐	相続が始まっている空き家がある。
☐	家屋が老朽化している。
☐	ゴミ屋敷になっている。
☐	手入れされていない草木が繁茂したり、 動物が住み着いたりしている。

空き家の所有に伴い、火災保険の活用を検討される場合には、
以下の点にも注意する必要があります。

<空き家に関する火災保険等>

- 個人向け商品に加入することはできません。
事業者向け商品に加入できる場合もありますが、契約条件
(補償内容・保険料等)も変更となりますのでご注意ください。

<例>三井住友海上の保険商品の場合

	火災保険	地震保険
専用住宅	個人向け保険商品 (すまいの火災保険)	加入可能
空家住宅	事業者向け保険商品 (事業活動総合保険)	加入不可

火災保険等については、保険会社・保険代理店にご相談ください。

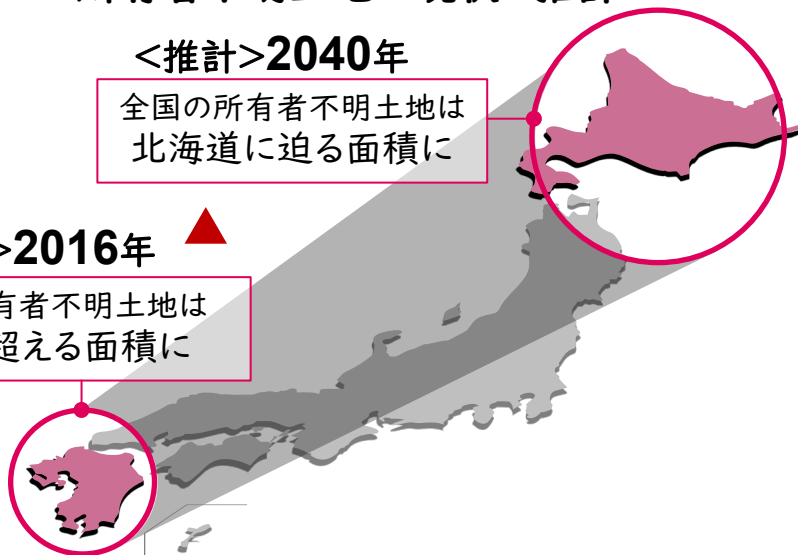
＜所有者不明土地の現状と推計＞

＜推計＞2040年

全国の所有者不明土地は
北海道に迫る面積に

＜現状＞2016年 ▲

全国の所有者不明土地は
九州を超える面積に



所有者不明土地問題とは

登記簿を見ても所有者がわからない土地や、所有者がわかっても所在がわからない土地を「所有者不明土地」といいます。

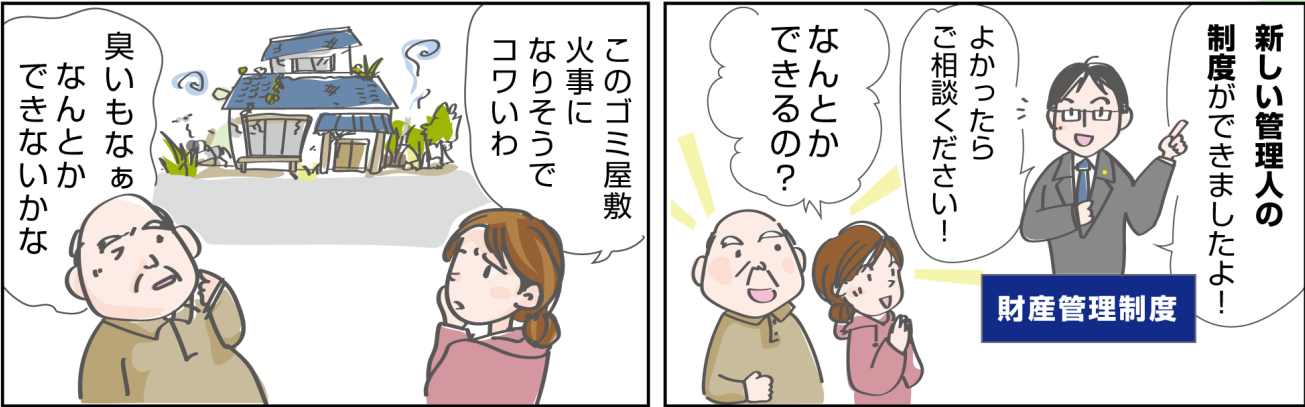
我が国の所有者不明土地は、2016年時点で410万ヘクタールにのぼり九州の面積を超えとも言われています。このままいくと、2040年には720万ヘクタールにのぼると推計され、北海道の面積に迫るとも言われています。

こうした所有者不明土地が引き起こす問題を「所有者不明土地問題」といい、近年注目を集めています。

＼所有者不明土地が問題になるケース／

- 災害復旧・復興のための土地利用の妨げになる。
- 老朽化したインフラ整備の妨げになる。
- 崖崩れの危険性など、周辺に悪影響を与えている場合でも所有者に是正を求めることができない。
- 境界確定などを行うことが困難となる。

新しい財産管理制度



	NEW 誰が所有者かわからない不動産に 所有者不明土地建物管理人	NEW 管理が不適切な不動産に 管理不全土地建物管理人
管理対象	所有者がわからない不動産	管理不全の不動産
目的	適切な管理	適切な管理
管轄	不動産の所在地を管轄する 地方裁判所	不動産の所在地を管轄する 地方裁判所
利害関係人としての 首長申立	○	○
所有者不明 土地特措法による 首長申立	○ 適切な管理のため特に必要があるとき	○ 土地:災害発生等を防止するため 特に必要があるとき等 建物:適切な管理のため特に必要があるとき
裁判所の許可を 得て対象財産を 処分すること	○	△ 所有者の同意が必要

利害関係人の請求により裁判所が問題となっている土地や建物について管理人を選任して、所有者に代わって管理や売却をさせる制度です。

司法書士もこれらの管理人として活動している実績があるよ。



相続した土地を国に引き取ってもらえる「相続土地国庫帰属制度」もスタートしています。引き取ってもらうためには要件や審査があるため詳しくは司法書士にご相談ください。

相続税にも注意しよう～その①

亡くなった方の遺産を相続すると、原則その相続した財産には、相続税がかかります。

相続税の課税対象になるのは、亡くなった時点における亡くなった方の遺産ですが、一定の生前贈与等も含まれることになります。

相続税の課税対象財産

＼チェック／

☐
亡くなった時点の亡くなった方の遺産

現金、預金、有価証券、不動産、ゴルフ会員権など



＼チェック／

☐
みなし相続財産

被相続人の死亡に伴い支払われる「生命保険金」や「死亡退職金」など

※生命保険金、死亡退職金は、一定の金額（それぞれ500万円×法定相続人の数）が相続税の非課税



＼チェック／

☐
「相続時精算課税」の適用を受けた贈与財産

※生前贈与財産について、相続時に相続財産に加算して納税計算する制度



＼チェック／

☐
生前に贈与された財産（相続開始前7年以内）

※ 現在経過措置対象期間中です。

令和8年末までの相続等では相続開始前3年以内、

令和9年1月1日以後の相続等から順次加算期間が延長され

令和13年1月1日以後の相続税等から加算期間が7年となります。

相続税にも注意しよう~その②

遺産を相続した場合、必ず相続税がかかるというわけではありません。「基礎控除額」というものが設けられており、その額を上回る場合にのみ相続税が課税されます。

相続税の基礎控除額

相続税の
基礎控除額 $= 3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times$ 法定相続人の数

相続人が「被相続人の配偶者と子2人」の場合、法定相続人数は3人で、基礎控除額は4,800万円（3,000万円+600万円×3人）となります。

遺産の価額が4,800万円以下であれば相続税はかからず、相続税の申告の必要もありません。

□ご注意

相続税の申告・納税は、相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内に行う必要があります。

また亡くなった方の確定申告（準確定申告）は、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に行う必要があります。

※ なお、配偶者については「配偶者の税額の軽減」制度が設けられており、次の金額のどちらか多い金額までは配偶者に相続税はかかりません。

（ただし、申告期限までに申告することが必須）

- ① 1億6千万円
- ② 配偶者の法定相続分相当額

相続税にはさまざまな特例が設けられており、特例を利用することで相続税が課税されずに済むこともあります。詳しくは、税務署や税理士にご相談ください。



“ 保険契約において、保険金、名義変更、契約終了（解約返戻金が発生する場合あり）等の手続が必要となります。 ”

1. 生命保険、傷害保険について

- (1) 亡くなった方が被保険者で、かつ、死亡保険金を受け取ることができる契約について

チェック		手続等の内容
☐	月 日	・死亡保険金の請求

- (2) 上記(1)以外の契約について

チェック		手続等の内容
☐	月 日	■亡くなった方が被保険者の場合 ・入院保険金（給付金）など、未請求の保険金（給付金）等の請求 ・契約の終了 ■亡くなった方が契約者で、かつ被保険者ではない場合 ・契約の名義変更（相続）

2. 火災保険、自動車保険について

チェック		手続等の内容
☐	月 日	・契約の名義変更（相続）

保険契約の確認方法

- ・保険証券
- ・エンディングノート（亡くなった方が作成の場合）
- ・保険会社制度の活用（生命保険契約照会制度、親族連絡先制度等）

保険関連の手続については、保険会社・保険代理店にご相談ください。

—— \元気なうちに考える相続対策! / ——

本冊子では主な相続手続について解説をしましたが、「思ったより大変そうだ」「遺産分割協議はまとまるだろうか」などと心配になった方もおられるのではないのでしょうか。

残されたご遺族の方にとって、悲しみに暮れる中で相続手続を進めていくことは簡単なことではありません。

円滑に相続手続を進めていくためには、遺言書の作成や贈与など「元気なうちの相続対策」が重要です。例えば、贈与を行って資産を事前に渡しておけば、対象となった財産については相続手続を行う必要がなくなります。また、遺産分割協議がまとまらない可能性が高いのであれば、遺言書を書いておくことで、遺産分割協議を省略することができます。

相続対策について検討してみたい方は、お近くの司法書士にご相談ください。

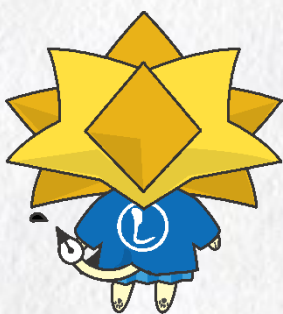
司法書士は弁護士や税理士などの
専門家とも連携して
相続対策も相談できるよ。



埼玉司法書士会公式キャラクター
「法チユン」

相続手続チェックブック 編集発行 日本司法書士会連合会

三井住友海上火災保険株式会社(損害保険・デザイン監修)
三井住友海上あいおい生命保険株式会社(生命保険監修)
清原税理士事務所 税理士 池田昌子(税務面監修)



日本司法書士会連合会公式キャラクター
「しほ〜しし」®



埼玉司法書士会公式キャラクター
「法チュン」

相続登記・遺言作成に関する相談は
「暮らしの身近な法律専門家」司法書士がお役に立ちます。

電話による相談

相談専用電話番号 **TEL 048-838-1889**

下記時間帯のみ通話可 ※回線が混み合っている場合は、時間をおいておかけ直してください。

相続等の不動産名義変更の相談は

登記相談 (毎週金曜日 13時～16時)

認知症等で遺産分割が困難な場合は

成年後見相談 (毎週火曜日 13時～16時)

相続放棄・遺産分割調停等の裁判所に
提出する書類に関する相談は

少額裁判・一般法律相談 (毎週木曜日 13時～16時)

空き家に関する相談は

空き家トラブル110番 (第1・3金曜日 18時～20時)

※法律相談については紛争の目的の価額が140万円を超えない民事に関するものに限りです。

司法書士相談センターでの面談相談

予約電話番号 **TEL 048-838-7472** 予約受付は平日10時～16時

浦和総合相談センター

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3丁目16番58号 浦和駅から徒歩10分
埼玉司法書士会館108号室

県北総合相談センター

【会場】熊谷市立商工会館 会議室 熊谷駅から徒歩12分
〒360-0041 熊谷市宮町2丁目39番地

越谷総合相談センター

〒343-0813 越谷市越ヶ谷2丁目8番24号 越谷駅から徒歩7分
森田ビル202号室

西部総合相談センター

【会場】ウェスタ川越 会議室 川越駅から徒歩5分
〒350-1124 川越市新宮町1丁目17番地17

埼玉司法書士会 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目16番58号
TEL048-863-7861